

改正育児・介護休業法等説明会を実施しました！

育児・介護休業法が改正され、2022年4月1日から段階的に施行されています。2022年10月1日からは、「産後パパ育休（出生時育児休業）」や「育児休業の分割取得」等がすべての事業所で適用となり、男女を問わず、育児休業をより柔軟に取得できるようになります。

当社では、今回の法改正の趣旨と規程改定のポイントについて社員の皆さんにご理解いただくため、説明会を実施しました。



育児・介護休業法上の育児休業は、休業期間中に就労することは想定されていませんが、出生時育児休業においては、労使協定を締結した場合に限り、一定の範囲内での就業が可能となります。当社においては、今回の法改正に加え、育児休業をより柔軟に取得できるように会社と労働組合で協議の上、労使協定を締結し、出生時育児休業中の就業を認めることといたしました。